



なすから市民活動推進物品貸出制度を開始します

市民との協働のまちづくりを推進するため、市民のみなさんによる公益的かつ自発的な活動に対する支援として、令和7年11月から「なすから市民活動推進物品貸出制度」を開始します。

◆背景

令和3年度に実施したまちづくり団体を対象としたアンケート調査において、「協働を推進するにあたって行政に期待する取組」の設問で回答の多かった項目の一つに、「イベント等での備品の借用」が挙げられており、これに対応する支援策として本制度を実施します。

◆貸出対象

次に掲げる団体が行う地域の課題解決や活性化に資する活動で、自主的かつ公益的な活動に対して貸出しを行います。

- (1)なすから市民活動団体の登録団体
- (2)那須烏山市内の自治会

◆貸出物品

プロジェクター、スクリーン、マイクスピーカーセット、
折りたたみイス、折りたたみ長机
※市民活動団体へのニーズ調査に基づき物品を揃えました。



貸出物品の一例

◆貸出料

無料

(貸出物品の使用に必要な電池等の消耗品は使用者の負担)

◆貸出期間

原則3日以内(閉庁日を除く)

◆借用申請

使用開始の7日前までに事前予約を行い、5日前までに借用申請書の提出が必要です。

この件に対する問い合わせ先

まちづくり課なすから暮らし推進グループ 電話番号:0287-83-1151